

## ■安全衛生委員会

### 【目的】

労働安全衛生法及びその他関係法令に基づき安全衛生管理についての必要な事項を定め、職員の健康保持及び安全の確保をはかることを目的とする。

### 【委員会の主な内容】

職員の健康保持及び安全の確保に関し、以下の事項を調査審議する。

- ①健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事項
- ②健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事項
- ③危険を防止するための基本となるべき対策に関する事項
- ④労働災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に関する事項
- ⑤その他職員の健康障害の防止及び健康の保持増進、または危険の防止に関する重要事項

### 【委員会の構成】

総括安全衛生管理者（理事長）

委員長

副委員長

産業医

衛生管理者

衛生工学衛生管理者

作業主任（X線・ガンマ線）

労働者代表を含む委員

事務局（人事部）

### 【活動報告】

月1回の委員会を開催（第1火曜日または金曜日）

鴨川サイトで職員への議事録を配信

労災及び事故防止のための情報を配信

活動報告の詳細は、人事部 職員厚生課の活動報告を参照

文責：多島一嘉